

オレンジハート

社協だより

第1回

南相馬市ボランティア フェスティバル開催!



▲バルーンアートに挑戦



▲難病の子どもたちの夢を叶える活動



国際交流とボランティア ▶

「第1回南相馬市ボランティア
アフエスティバル」を3月28
日、原町区福祉会館で開催し
ました。多くの人がボランテ
ィアに参加できる機会をつく
ることを目的にしたもので、
市内のボランティアや高校生
ら200人が参加しました。

落語家の林家のん平さん（おんぺい）による「笑いは最高の健康法」と題した記念講演の後、「国際交流とボランティア（講師：JICA二本松）」、「難病の子どもたちの夢をかなえる活動（講師：メイク・ア・ウィッシュオブジャパン 仙台支部）」、「バルーンアートに挑戦（講師：花とバルーンのお店 アムルーズ）」の3テーマに分かれたミニ講座を実施しました。参加者はそれぞれ興味のある講座を受講し、これからのボランティア活動に役立てようと熱心に学んでいました。

◆平成21年度 南相馬市社会福祉協議会会員の 募集について

日頃より社協事業に対しまして、格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、急速な少子・高齢社会の進展により、私たちの生活を取り巻く社会情勢が変化するなか、住民の福祉ニーズもますます多様化しています。

社会福祉協議会は、市民の皆様をはじめ、行政や福祉施設・社会福祉法人などの関係機関、保健・医療・教育機関の参加・協力のもと、各種の福祉サービスマスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力、さらには、介護保険や障がい者の支援費制度におけるサービスマス提供事業者として福祉活動を展開し、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしています。

これらの事業は、寄付金、共同募金配分金、公的機関からの

補助金や委託金、そして市民の皆様からいただく会費により実施しています。

つきましては、これらの事業推進のため社協会員加入にご賛同いただき、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会費の種類

(一般・特別・賛助会員会費)

◆一般会員

世帯・個人 500円

◆特別会員

篤志者 一口 1,000円

◆賛助会員

企業、団体、グループ 一口 10,000円

【問合せ先】

☎ 44-5970 (小高区)

☎ 46-5354 (鹿島区)

☎ 24-3415 (原町区)

＋日本赤十字社へのご協力をよろしくお願いいたします



《赤十字社員の 種別と顕彰》

◆正社員：年500円以上
2,000円未満

◆特別社員：年2,000円以上
ご協力の金額が20,000円に達したときに特別社員

称号贈与通知書、特別社員章、陶器製門標が贈られます。

て旧規程に基づき10,000円に達成時に、また、旧金色特別社員(毎年3,000円以上)の方については、旧規程により30,000円に達成時に顕彰されます。

◆銀色有功章：20万円以上の社費を納められた方。陶器製門標・盾・略章が贈られます。

◆金色有功章：50万円以上の社費を納められた方。章記・勲章・略章が贈られます。

※平成12年度までに特別社員として毎年1,000円以上の社費をご協力いただいている社員の方には、経過措置とし

平成21年度中央競馬馬主社会福祉財団助成事業にかかる福島馬主協会推薦に対する要望申請の受付について

1 対象施設・団体

公益的団体であって、原則として法人格を有すること。社会福祉事業を行う団体については、社会福祉法人または民法第34条に基づいて設立された法人であること。

- ① 老人保健施設
- ② 訪問看護ステーション
- ③ 病院等医療機関
- ④ NPO法人
- ⑤ 設立3年以内の法人
- ⑥ 同一法人の複数施設
- ⑦ 当財団平成20年度助成事業実施した法人

2 対象事業及び助成額

当該助成事業費総額の4分の3以内であり、次の項目により助成限度額を設ける。

- ① 施設等の整備(改修、改築等) 限度額100万円〜1,000万円
- ② 備品等の整備 限度額100万円〜500万円
- ③ 車両の購入(中古車除く) 限度額100万円〜500万円
- ④ その他、特に必要と認められたもの 限度額100万円〜1,000万円

※ただし、上限金額は減額になることもあります。

3 受付期間

平成21年5月15日(金)まで

4 問合せ先

社会福祉法人福島県共同募金会

☎024-522-10822

担当 源後まで



平成21年度
赤い羽根共同募金運動
標語募集!!

共同募金を通じてどのような福祉のまちづくりをしたいか、日頃から思う福祉やボランティア活動への思いなどを表した標語を募集します。

- ◆ 募集期間
平成21年5月1日(金)～5月22日(金)まで
- ◆ 応募の資格
幼児から大人までどなたでも応募できます。
- ◆ 応募のテーマ
「共同募金でつくるふれあいの街」
- ◆ 応募方法
応募用紙は、社協事務局まで。福島県共同募金会ホームページからもダウンロードできます。
- ◆ 問合せ先・応募先
福島県共同募金会
〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地
ホームページ
<http://www8.ocn.ne.jp/~akaihane/>
メールアドレス akaihane@axel.ocn.ne.jp
☎024-522-0822 FAX024-528-1234

平成21年度
福島県赤い羽根共同募金助成事業
(一般公募)の申請受付について

福島県共同募金会では、安心・安全で住みよい福祉のまちづくりのため、住民が自発的・組織的に行う創造性豊かな社会貢献活動や、地域における子育て支援活動など、柔軟かつ多様な福祉活動を行っている団体・グループを育成することを目的に、助成事業の公募を行います。

- ◆ 募集内容
 - ① 対象とする活動内容
 - 安心・安全で住みよい福祉のまちづくりに取り組む住民のみなさまが中心となる活動であること。
 - 地域で安心して暮らせるための子育て支援活動であること。
 - ② 対象とする団体
 - 県内の住民団体や NPO・ボランティアグループおよび地域保育所であること。
 - 団体の運営が自主性、非営利性、公開を原則としていること。
- ◆ 受付期間
平成21年5月15日(金)まで
- ◆ 問合せ先・申請先
福島県共同募金会
〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地
ホームページ <http://www8.ocn.ne.jp/~akaihane/>
メールアドレス akaihane@axel.ocn.ne.jp
☎024-522-0822 FAX024-528-1234

「男性のためのシニアボランティア講座」 新しい自分を探そう

定年退職を迎えられたみなさんが、その豊かな経験や知識技術を生かし、積極的に社会活動を展開されていく中で、自分を活かせる場所を見つけるためのヒントとしていただくための講座を開催します。
ご参加をお待ちしています。

- ① 6月4日(木) 午前9時～正午 体験「車椅子の移動方法・視覚障がい者の誘導方法」
- ② 6月11日(木) 午前9時～正午 お話と体験「知って納得！介護の基礎」
- ③ 6月17日(水) 午後1時～午後4時 おもちゃドクター養成講座I
- ④ 6月18日(木) 午前10時～午後4時 おもちゃドクター養成講座II

- ⑤ 7月2日(木) 午前9時30分～午後1時30分 調理実習「男子厨房に入るべし！」
- ⑥ 7月10日(金) 午前9時30分～午後11時30分 ワークショップ「傾聴を学ぶ」

◆会場

①～④・⑥は原町区福祉会館

⑤は小高保健福祉センター

◆対象

市内の概ね60歳以上の男性

◆参加費

500円

◆締切

平成21年5月25日(月)まで

◆後援

南相馬市

◆申込・問合せ先

地域福祉係
☎24-3415 (原町区) 鈴木まで



「デジタルカメラ教室」参加者募集

【共同募金配分金事業】

デジタルカメラ教室を、リクエストにお応えして今年も開催します。
「デジタルカメラの使い方がよく分からない」とお悩みの方も大丈夫！操作方法を含めて、楽しく写真の撮り方を理解できる内容です。
お気軽にご参加ください。

◆日時

平成21年5月25日(月) 午前9時30分～正午

◆会場

浮舟文化会館(小高区)

◆講師

井村 寛氏

◆対象者

市内の概ね60歳以上の方

◆参加費

無料

◆準備物

デジタルカメラ

◆締切

平成21年5月20日(水) まで

◆申込・問合せ先

地域福祉係

☎24-3415(原町区) 鈴木まで



傾聴ボランティア講座の開催

誰かに自分の話を「心を傾けて聴いてもらえる」と、不思議と気持ち落ち着きます。
自分を受け入れられているという安心感に、幸せを感じることができるところではないでしょうか。

年齢者は、自分の話に共感してくれる人を必要としています。

昨年開催し、人気が高かった講座ですので、お気軽にご参加ください。

◆日時

平成21年7月9日(木) 午後1時30分～午後3時

◆会場

原町区福祉会館

◆講師

外崎 紅馬氏 (会津大学短期大学部講師)

◆参加費

無料

◆締切

平成21年6月30日(火) まで

◆後援

南相馬市

◆申込・問合せ先

地域福祉係

☎24-3415(原町区) 鈴木まで

施設や在宅で暮らす高

点訳ボランティア 養成講習会の開催

目の不自由な方を支援する目的の「点訳ボランティア」活動に興味のある方を対象に、点字に関する基礎を学ぶための講習会を開催します。

お気軽にご参加ください。

◆日程

平成21年6月～10月の5ヶ月間(月2回開催)

毎月第1・3木曜日

(初回 6月4日)

午後7時～午後8時30分

◆会場 原町区福祉会館

◆定員 10人程度

◆参加費 無料

※ただし、テキスト代(630円)は、実費負担していただきます。

◆申込締切

平成21年5月20日(水)まで

◆申込・問合せ先

地域福祉係

☎24-3415(原町区)

三瓶まで

手話奉仕員養成講習会 (基礎課程)のお知らせ

手話奉仕員は、聴覚障がい者から手話通訳の依頼を受け、円滑なコミュニケーションの支援を行っています。また、聴覚障がい者の良き理解者として、日常生活にとどまらず、さまざまな社会参加への支援にも対応します。

◆そのような手話奉仕員の養成を目的として、講習会を下記により開催します。

◆受講対象者

南相馬市手話奉仕員として活動いただける方。

養成講習(入門課程)に参加した方、もしくは、同等の手話技術がある方。

◆日程

平成21年6月3日(水)

午後7時～

2回目以降毎週水曜日

午後7時～

◆会場 原町区福祉会館

午後7時～

◆定員 15人程度

◆参加費 無料

◆申込・問合せ先

地域福祉係

☎24-3415(原町区)

三瓶まで



しあわせ金婚夫婦表彰の 申込みについて

福島県老人クラブ連合会及び福島民報社で実施しています「しあわせ金婚夫婦表彰」の申込みを受付いたします。

◆対象者

昭和34年に結婚し、金婚50年を迎えた夫婦。前回までに手続きをしない

かつた金婚夫婦も受け付けます。(自己申告です。)

◆受付期間

平成21年5月1日(金)～平成21年7月10日(金)まで

◆申込方法

ご夫婦のお名前・年齢・住所・電話番号・結婚年月日などを所定用紙にご記入の上、お申込ください。所定用紙は、福祉協議会にあります。

◆問合せ・申込先

☎44-5970(小高区)

☎46-5354(鹿島区)

☎24-3415(原町区)



いきいきデイサービス ボランティア募集(鹿島区)

本市社会福祉協議会では、鹿島区内のひとり暮らし高齢者の方を対象に、介護予防や生きがいがづくりのため、「いきいきデイサービス」を、毎週金曜日に実施しています。

この事業のボランティアをしてくださる方を募集しています。

次のとおりの活動内容で、ご協力をいただける方は、ご連絡願います。

◆どんなボランティア

- ①健康チェック(看護師等の有資格者)
- ②送迎時の介助
- ③高齢者との話し相手
- ④レクリエーションの協力
- ⑤昼食の簡単調理・配膳



◆申込先

地域福祉係 ☎46-5354(鹿島区)

配食サービスボランティア募集

本市社会福祉協議会で、配食サービス事業で、配達をしていただける方を募集しています。

また、鹿島区では調理していただける方も募集しています。

この事業は、概ね65歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯の方で、調理が困難な

方を対象に、食事（弁当）を配達する事業です。活動内容の詳細については、下記までにご連絡ください。



【申込・問合せ先】

地域福祉係

☎ 44-5970 (小高区)

☎ 46-5354 (鹿島区)

☎ 24-3415 (原町区)



// 法律相談の受付方法がかわります //

平成21年6月より、市と社協の法律相談の

受付方法が次のとおり変更となります。

◆ 受付方法

事前予約制

◆ 受付期間

前回の法律相談日の翌日午前8時30分から、午後5時までとなります。土曜・日曜の受付はしません。

◆ 受付定員 定員8人

◆ 受付方法

電話もしくはは来所により受付します。

◆ 受付の順番

1番から順番に割り振ります。

※原則、相談時間の希望はお受けできません。

◆ 順番の通知

当日お越しいただく時間、場所については、受付の段階でお知らせします。(後日、通知はいたしません。)

◆ キャンセル

当日順番の時間までに来

ない場合は、キャンセルとさせていただきます。

◆ 予約開始日

〔6月からの法律相談の予約受付日〕

市民相談（市役所市民課）

5月22日より開始

社会福祉協議会

(原町区) 5月13日より

(小高区) 5月27日より

※(鹿島区) 4月30日より開始

◆ 連絡先

市民相談(市役所市民課)

☎ 24-5235

社会福祉協議会

(小高区) ☎ 44-5970

(鹿島区) ☎ 46-5354

(原町区) ☎ 24-3415

認知症相談会

認知症の人と家族の会では、毎月認知症についての相談会を実施しております。お気軽にご相談ください。

◆ 日 時

毎月第2月曜日

※今月は、平成21年5月11日(月)

午後1時30分～午後3時30分

◆ 会 場

原町区福祉会館 相談室

◆ 問合せ先

☎ 23-4045

古山まで



多重債務無料法律相談会

多重債務者の救済を目的として、福島県弁護士会主催により月2回、無料法律相談会を開催します。事前に予約が必要となります。

◆ 日 時

平成21年5月1日(金)

15日(金)

午後1時～午後4時まで

◆ 会 場

南相馬市役所1階市民相談室

◆ 定 員

6人程度(1名・30分位)

◆ 相談方法

電話予約による面接相談のみです。当日は、事前に

◆ 相談後

初回の相談料は無料ですが、相談後、事件委任を希望され、弁護士が相談・交渉・訴訟などを行う場合は有料となります。

◆ 予約受付

環境安全課

(平日) 午前8時30分～

午後5時まで

◆ 問合せ先

環境安全課

☎ 24-5231

第五回 誌上法律相談 !!

『遺産はどのように分けるの?』



若杉法律事務所
弁護士 若杉裕二

親族にご不幸が起きた場合、亡くなられた人（これを被相続人といいます）が財産を持っていたなら、その人の相続人は、その財産を相続することになります。

まず、相続人が何人かいる場合は、誰がどのような割合で財産を取得するのか（相続分）が問題となります。

相続分は被相続人が遺言で指定することができます（これを指定相続分といいます）。自分の財産をどのように処分するかは、原則として本人の自由だからです。ただし、無制限というわけではありません。相続人は遺留分（いりゆうぶん）という最低限の遺産の取り分が認められています。したがって、被相続人がどのような内容の遺言をしたとしても（たと

えば、特定の相続人に全財産をやるなど）、遺産のうちの一定額は相続できることとなります。

被相続人が遺言で相続分を指定しなかった場合は、相続人の話し合いで決めることとなります。その時の基準となるのが、民法の定める相続分（これを法定相続分といいます）です。以下、具体例を挙げてみます。

- ① 配偶者と子が相続人の場合、配偶者が2分の1で、残りの2分の1を子が頭数で均等に分けます。
- ② 配偶者と直系尊属（父母や祖父など）が相続人の場合、配偶者が3分の2で、残りの3分の1を直系尊属が頭数で均等に分けます。
- ③ 配偶者と兄弟姉妹が相

続人の場合、配偶者が4分の3で、残りの4分の1を兄弟姉妹が頭数で均分します。

では、プラスの財産よりマイナスの財産のほうが多い場合はどうしたらよいのでしょうか。多額の借金を残して親が亡くなった場合、そのまま放置していると、相続人はその借金を相続したことになります。支払わなければならないようになります。このように不利益を回避するためには、相続放棄する必要があります。

この「相続の放棄」の申請は自己のために相続の開始があったことを知ったときから原則として3ヶ月以内に、家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出しなければいけま

せんので、急いで財産の調査をし、意思決定をする必要があります。

このように、遺産相続では早め早めの行動が大切です。ですから、なるべく早い段階で弁護士などに相談することがおすす

〈若杉裕二法律事務所〉

南相馬市原町区南町1-1
松本ビル3階

☎ 26-6080
FAX 22-2008
e-mail:wakasugi@ion.ocn.ne.jp

●● ありがとうございます ●●

「まいじろ」ひろば

平成21年3月16日〜平成21年4月15日

■福祉基金

○小高区

【ご遺志金】(行政区)

・清信 光明(泉沢)

故 清信ハツイ様ご遺志として

・梅村 稔(二区)

故 梅村 寅三様ご遺志として

・松本 一(村上)

故 松本 トリ様ご遺志として

・山田 信吉(五区)

故 山田テツヲ様ご遺志として

・船柳 隆一(浦尻)

故 船柳 定光様ご遺志として

・渡部 幸彦(羽倉)

故 渡部 幸夫様ご遺志として

・松原 功典(浦尻)

故 松原 松衛様ご遺志として

【一般寄付】

・今野 伸幸(上浦)

社会福祉のために

・杉浦ヨネ子(福岡)

社会福祉のために

・梅村 京子(一区)

調味料類を配食サービス事業へ

・匿名

紙オムツをあすなろデイサービスセンターへ

○鹿島区

【ご遺志金】(行政区)

・相良 一也(三区)

故 相良 純正様ご遺志として

・草野 秀邦(小池)

故 草野 サキ様ご遺志として

・荒 新一郎(北海老)

故 荒 京子様ご遺志として

・遠藤 政秀(南海老)

故 遠藤 款様ご遺志として

・田家 英雄(北屋形)

故 田家 良幸様ご遺志として

・青田 仁子(浮田)

故 青田 明夫様ご遺志として

○原町区

【ご遺志金】(行政区)

・二谷 健一(信田沢)

故 二谷 角雄様ご遺志として

・吉田 博(益田)

故 吉田 林様ご遺志として

・西山 祐司(江井)

故 西山 和子様ご遺志として

・藤田 代一(大原)

故 藤田 七郎様ご遺志として

・木下喜代子(東町二)

故 木下三起子様ご遺志として

・荒木 貞夫(北原)

故 荒木 イネ様ご遺志として

・藤原 正行(仲町三)

故 藤原 和意様ご遺志として

・佐藤 光一(信田沢)

故 佐藤 武雄様ご遺志として

・田中 満雄(江井)

故 田中 智賢様ご遺志として

・服部 尚樹(東町一)

故 服部 サダ子様ご遺志として

・北山 隆一(南町二)

故 北山 信子様ご遺志として

・西村ユキ子(上北高平)

故 西村 イネ様ご遺志として

・小澤 富二(押釜)

故 小澤 健様ご遺志として

・中垣 恵一(押釜)

故 中垣 傳重様ご遺志として

・奥山 嘉智(一零)

故 奥山 君吉様ご遺志として

・小林 英子(信田沢)

故 小林マツ子様ご遺志として

・渡辺 正美(旭町二)

故 渡辺 政子様ご遺志として

・古内 直子(北新田)

故 志賀トミ子様ご遺志として

【一般寄付】

・小藤流宗家家元 小藤 悠芸

社会福祉のために

・相馬農業高等学校

社会福祉のために

・有たはら

タオルなどを社会福祉事業のために

・匿名

社会福祉のために

・匿名

社会福祉のために

・匿名

社会福祉のために

・匿名

社会福祉のために

・匿名

枕・傘を社会福祉協議会関連施設へ

(敬称略させていただきました)



総合相談所

○法律相談《相談員：弁護士》

☆5月12日(火)・6月2日(火)
9:00~12:00

《会場》原町区福祉会館
☎ 24-3415

☆5月26日(火) 9:00~12:00

《会場》小高老人福祉センター
☎ 44-5970

※相談人数は先着8人程度となっておりますので、ご了承ください。

○心配ごと相談

《相談員：本会委嘱の相談員》
(9:00~12:00)

小高区 5月12日(火)
小高老人福祉センター

鹿島区 5月12日(火)・26日(火)
鹿島区社会福祉センター
(むつみ荘)

原町区 5月19日(火)・26日(火)
原町区福祉会館

※相談日以外は、社会福祉協議会職員が対応します。

○市民相談(法律相談)

☆5月21日(木)
9:00~12:00

《会場》市役所市民相談室
※定員 8人

《問合せ先》
市民課 ☎ 24-5235

編集後記

桜も散り、新緑の季節となりました。温かくなり、車で出かける機会が増えるのではないのでしょうか？この時期は、交通量が増えますので、出かける際は、交通事故には十分気をつけてください。(T、S)